

第6章

私立学校の振興

総論

私立学校に在学する学生・生徒などの割合は、大学・短期大学で約7割、高等学校で約3割、幼稚園で約8割、専修学校・各種学校で9割以上となっています。また、グローバルな知識基盤・学習社会の中で、各私立学校には、多様化する国民のニーズ（需要）に応じた特色ある教育研究の推進が求められており、それぞれが建学の精神に基づく個性豊かな活動を積極的に展開しています。このように、私立学校は、我が国の学校教育の発展にとって質・量両面にわたって重要な役割を果たしています。

文部科学省では、「第2期教育振興基本計画」において「私立学校の振興」を基本施策の一つとして掲げるなど、私立学校の振興を重要な政策課題として位置付け、その教育研究条件の維持向上と在学する学生生徒などの修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、経営の健全性を高めるため、①教職員の人件費や教育研究に係る経費などの経常費や施設整備費に対する補助、②日本私立学校振興・共済事業団における貸付け、③税制上の優遇措置、④学校法人に対する経営支援をはじめとする振興方策を講じて一層の充実に努めています。

各私立学校においては、それぞれの自助努力によって経営基盤の維持・強化を進め、教育研究内容や財務状況に関する情報公開を積極的に行いつつ、国民の要請に応える個性的で魅力あふれる学校づくりを進めることが期待されています。

第1節 私立学校に対する助成

1 私立大学等に対する助成

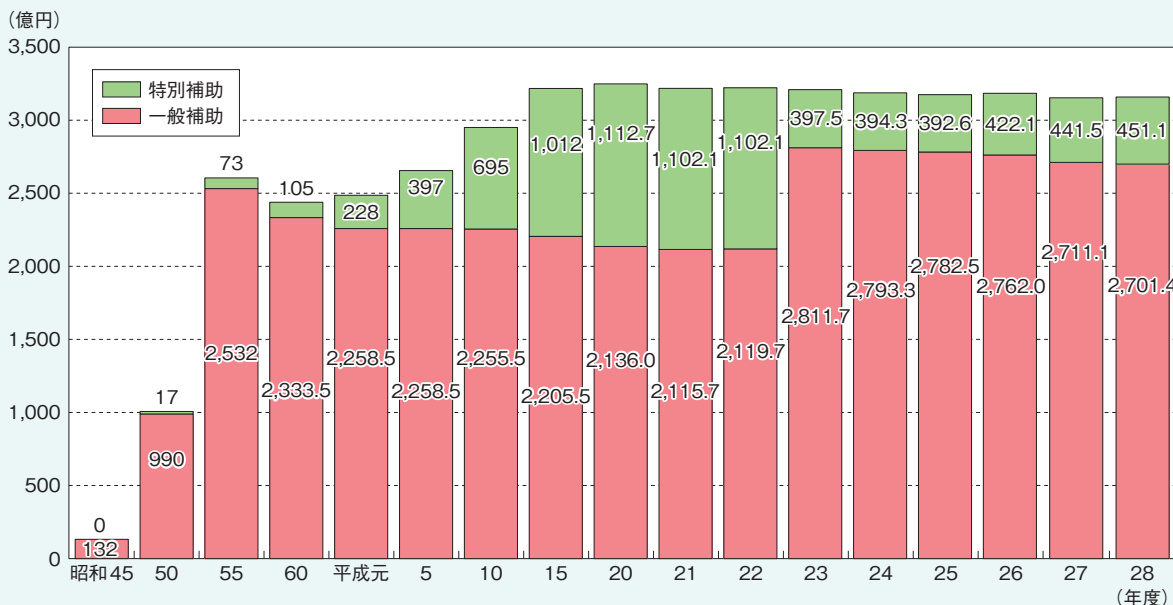
(1) 経常費に対する補助

文部科学省は、昭和50年に制定された「私立学校振興助成法」の趣旨に基づき、①教育条件の維持及び向上、②学生等の修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を目的として、私立の大学、短期大学、高等専門学校における教育研究に必要な経常的経費（教職員の給与費、教育研究経費など）に対して補助を行っています。平成28年度予算では、約3,153億円を計上しています。この補助には、大きく分けて「一般補助」と「特別補助」があり、28年度は、各大学等の機動的な対応や責任ある運営を促進する観点から、一般補助の割合を約86%にしています（[図表 2-6-1](#)）。

図表 2-6-1 私立大学等経常費補助金予算額の推移

単位：億円

年度	昭和45	50	55	60	平成元	5	10	15	20	21	22	23	24	25	26	27	28
一般補助	132	990	2,532	2,333.5	2,258.5	2,258.5	2,255.5	2,205.5	2,136.0	2,115.7	2,119.7	2,811.7	2,793.3	2,782.5	2,762.0	2,711.1	2,701.4
特別補助	0	17	73	105	228	397	695	1,012	1,112.7	1,102.1	1,102.1	397.5	394.3	392.6	422.1	441.5	451.1
合計	132	1,007	2,605	2,438.5	2,486.5	2,655.5	2,950.5	3,217.5	3,248.7	3,217.8	3,221.8	3,209.2	3,187.5	3,175.2	3,184.0	3,152.5	3,152.5



一般補助の配分に当たっては、①学生定員の管理状況、②専任教員一人当たりの学生数、③学生納付金の教育研究経費への還元状況、④教育情報、財務情報の公表の状況など、教育条件や財政などの客観的な指標に基づき補助金額を増減し、効果的・効率的な配分を行っています。

特別補助は、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重層的に支援しています。平成28年度には、学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う私立大学に対して重点的に支援する「私立大学研究ブランディング事業」を新たに創設しました。

また、「私立大学等改革総合支援事業」として、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援しています。

その他、学生の経済的負担軽減のため、授業料減免等の充実を図る取組等を支援しています。

(2) 施設・設備等の整備に対する補助

私立大学等が実施する施設・設備等の整備については、次のような補助を行っています。

- ①優先課題として全学的な独自色を大きく打ち出す研究に取り組む私立大学に対し、施設費・設備費と経常費を一体として補助（「私立大学研究ブランディング事業」）
- ②教育の質的転換等の改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対し、施設費・設備費と経常費を一体として補助（「私立大学等改革総合支援事業」）
- ③教育や学術研究に必要な機器の整備及び低炭素社会の実現に向けた施設整備に対する補助
- ④校舎などの耐震改築及び耐震補強工事（非構造部材の耐震対策工事を含む。）、防災機能強化のための工事に対する補助や、アスベスト対策工事及びバリアフリー化工事に対する補助

平成28年度予算では、私立学校施設・設備の整備の推進のために約104億円（私立高等学校以下への施設及び設備整備費を含む。）を計上したほか、「未来への投資を実現する経済対策」（28年8月2日閣議決定）を受けて、補正予算において私立学校施設の耐震化のために約301億円（私立高等学校以下への施設整備費を含む。）を計上しました。

さらに、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実を図るため、「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」として平成28年度は23億円を計上しました（私立大学等改革総合支援事業において実施）。

2 私立高等学校等に対する助成

(1) 経常費助成費等に対する補助

私立の高等学校，中等教育学校，中学校，義務教育学校，小学校，幼稚園及び特別支援学校の運営のために必要となる経常的経費については都道府県が助成しています。文部科学省は、初等中等教育の全国的水準の維持向上のため、都道府県が行う助成に対して国庫補助を行っています。また、都道府県に対して地方交付税措置が講じられています（図表2-6-2）。

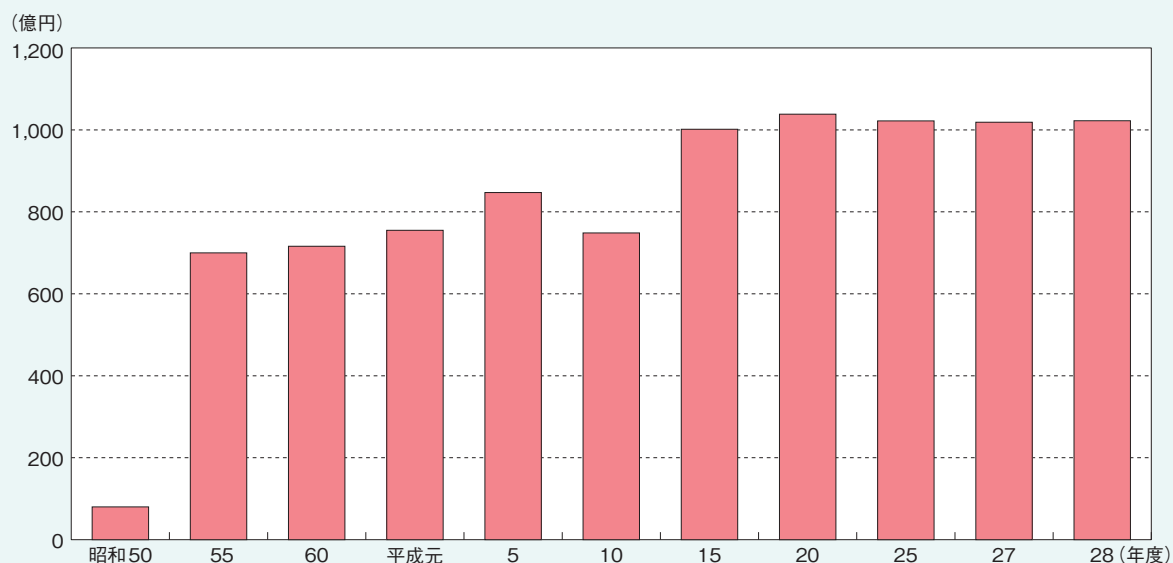
図表 2-6-2 私立高等学校等経常費助成費等補助の推移

単位：億円

年度	昭和50	55	60	平成元	5	10	15	20	25	27	28
補助金額	80.0	700.0	716.0	755.0	847.0	748.5	1,001.5	1,038.5	1,022.1	1,020.5 (1,009.0)	1,023.5

↑
私立学校振興助成法成立・補助金制度創設

※（ ）内は、子ども・子育て支援新制度への移行分を除いた組替え後の金額



平成28年度予算では、約1,023億円の国庫補助金を措置するとともに、地方交付税措置の充実が図られています。

国庫補助金では、教育の国際化や教育相談体制の整備などを進める学校への支援拡充，私立幼稚園における障害のある幼児受入れや預かり保育への支援など，私立学校の特色ある取組を支援しています。

(2) 施設・設備の整備に対する補助

校舎施設の機能をより高めることを目的として私立学校が実施する施設整備を補助してい

ます。具体的には、

- ①耐震改築及び耐震補強（非構造部材の耐震対策工事を含む。）など施設の防災機能強化・安全機能強化のための施設整備（平成20年の「地震防災対策特別措置法」の改正を踏まえ、地震による倒壊の危険性が高い（Is値^{*1}0.3未満）学校施設の耐震改修については、補助率を3分の1から2分の1に引き上げています。）
- ②低炭素社会の実現に向けて環境へ配慮した施設づくりのための施設整備
- ③校内LAN，施設のバリアフリー化など教育内容・方法の改善を目的とした施設整備などに対する補助を行っています。

前述のとおり，平成28年度には，私立学校施設・設備の整備の推進のために約104億円の予算を計上したほか，補正予算において，私立学校施設の耐震化のために約301億円を計上しました。

また，私立高等学校等におけるコンピュータなどのIT教育設備の購入に要する経費の一部を補助する「私立高等学校等IT教育設備整備推進事業」を実施しており，平成28年度は約12億円の予算を計上しています。

（3）教員研修事業費等に対する補助

私立学校における教育指導の充実を図るため，一般財団法人日本私学教育研究所が実施する，私立高等学校などの初任者研修事業などに要する経費の一部を補助しており，平成28年度は約2,000万円の予算を計上しています。

3 私立学校施設高度化推進事業

私立学校施設の耐震化を促進するため，日本私立学校振興・共済事業団からの融資を受けて実施される私立学校の耐震改築・改修事業や私立大学病院の建て替え整備事業について利子助成を行っており，平成28年度は約16億円の予算を計上しています。

4 私立専修学校に対する助成

文部科学省では，専修学校がその柔軟な制度の下で，社会の多様なニーズに対応した実践的な職業教育，専門的な技術教育等を行う教育機関として発展していくため，様々な施策を実施しています。

具体的には，教育装置・情報処理関係設備の整備，学校施設や非構造部材の耐震化工事等，専修学校における教育環境の充実や安全・安心な学校施設の整備に要する経費の一部を補助しています。また，専修学校教員の資質向上を図るため，一般財団法人職業教育・キャリア教育財団が行う教員研修事業等に要する経費の一部を補助しています。さらに，専修学校等が産業界等と協働して，産業界の人材ニーズに対応した専門人材養成をするための教育プログラムの開発・実証等を委託するなど，専修学校教育の一層の振興を図っています。

*1 Is値：「構造耐震指標」（Seismic Index of Structure）。建物の構造的な耐震性能を評価する指標。Is値が大きいかほど耐震性が高い。「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）において，Is値が0.3未満の建物は地震によって倒壊又は崩壊する危険性が高いとされている。

第2節 私立学校振興方策の充実

1 日本私立学校振興・共済事業団の事業

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育の充実・向上と経営の安定を図るための助成業務、私立学校を設置する学校法人に対する経営等に関する相談業務、及び私立学校教職員の福利厚生を図るための共済業務を総合的に行っています。

具体的には、私立学校振興のための助成業務として、文部科学省から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを私立大学等を設置している学校法人に交付しており、平成28年度は約3,153億円を交付しています。

さらに、私立学校の施設・設備の整備などに必要な資金について、長期・低利の有利な条件で学校法人への貸付けを実施しています。特に耐震改築事業及び耐震改修事業に対しては、文部科学省からの利子助成（私立学校施設高度化推進事業費補助金）により、実質的には通常の融資よりも有利な条件での融資を実施しています。

学校法人に対する経営等に関する相談業務としては、私立学校の教育条件や経営に関する情報の収集を行うとともに、学校法人等の依頼に応じて経営相談を実施しています。この業務の一環として、理事長・学長等を対象とした「私学リーダーズセミナー」や将来学校運営の中核を担う若手職員を対象とした「私学スタッフセミナー」を開催しているほか、「専門家人材バンク」を設けて専門知識を有する人材を派遣しています。

また、私立学校教職員のための共済業務としては、①私立学校教職員共済制度の加入者とその家族の病気・けが・出産・死亡又は災害などに対して給付を行う短期給付事業、②加入者の老齢・退職・障害又は死亡に対して年金の給付を行う厚生年金保険給付事業及び退職等年金給付事業、③加入者の病気の予防等に係る健診事業、病院や宿泊施設の運営、加入者を対象とした資金の貸付けや、貯金の受入れなどを行う福祉事業を実施しています。

2 私立学校に関する税制

私立学校教育の振興や学校法人の公益性の観点から、種々の税制上の優遇措置が講じられています。

私立学校を設置する学校法人については、収益事業を行う場合を除き、法人税・事業税等は非課税とされ、収益事業から生ずる所得についても、法人税には軽減税率が適用されています。また、学校法人が自ら直接保育又は教育のために使用する不動産に関しては不動産取得税・固定資産税・登録免許税が非課税とされています。

また、特定公益増進法人の証明を受けた学校法人に対して個人が寄附を行った場合には、各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて決定される額を控除する所得控除が認められます。法人が寄附を行った場合には、一般の寄附金とは別枠の損金算入が認められています。

さらに、平成23年度税制改正によって、従来の所得控除に加えて、寄附実績等に係る一定の要件を満たした学校法人への個人寄附については、寄附金額の約4割の税額控除が認められています。寄附者にとっては、所得や寄附金額の多寡にかかわらず減税効果は一定であるため、学校法人にとっても、より幅広い関係者から小口の寄附金を期待することができま。27年度税制改正では、学校法人の運営する学校の収容定員に応じて、28年度税制改正では、学校法人の事業規模に応じて、それぞれ当該要件が緩和されました。

平成28年度末時点で、文部科学大臣所轄学校法人のうち、332法人（約50%）が税額控除

対象法人の証明を受けています。

また、一定の要件を満たす学校法人に対して、相続財産をその申告期限までに寄附した場合には、その相続財産に係る相続税は非課税とされています。加えて、土地や建物をはじめとする資産を学校法人に対して贈与等する場合で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合は贈与等がなかったものとみなして、所得税を非課税とする特例が設けられています。なお、平成29年度税制改正により、文部科学大臣所轄学校法人のみに認められていた国税庁長官の承認手続を簡素化する特例の対象が、都道府県知事所轄学校法人にも拡大することとなりました。

さらに、平成29年度税制改正においては、私立大学が行う受託研究の受託研究収入のうち一定の要件を満たすものについて法人税が非課税とされているところ、この要件の緩和が認められました。

文部科学省では、これらの寄附税制制度等の一層の定着を図るとともに、私立学校における経営基盤の強化の促進に努めています。また、各私立学校においては、これらの税制上の特例措置を積極的に活用して経営基盤の強化を図り、魅力ある教育研究を進めることが期待されています。

3 学校法人制度の充実

平成28年度における入学定員の充足状況を見ると、入学定員の8割を満たしている私立大学は460校（79.8%）、私立短期大学は219校（70.4%）であり、入学者が入学定員の半分以下である私立大学は13校（2.3%）、私立短期大学は11校（3.5%）となっています。

また、平成27年度決算において、学納金、寄附金などの自己収入から人件費、教育研究経費などの支出を差し引いたものがマイナスの学校法人（大学を持つ学校法人）は36.1%となっています。

18歳人口の減少等、学校法人を取り巻く経営環境は全体として厳しい状況が続いています。各学校法人においては、新しい時代の要請に応じた学部・学科の見直しや特色ある教育研究活動の展開はもとより、経費の削減など経営の効率化を図り経営基盤の安定のための努力を積極的に行っていくことが求められています。

文部科学省においては、日本私立学校振興・共済事業団と連携の上、各学校法人の経営状況を分析し、経営が悪化傾向にある法人に対して個別指導を行っています。また、管理運営に問題のある法人に対しては、個別に指導を実施することにより、法人全体の管理運営の適正化・ガバナンスの強化のための支援を行っています。さらに、学校法人がその自主性及び公共性を十分に発揮できるよう、学校法人の監事を対象とした専門性向上のための研修会の実施や、事務局長等を対象とした高等教育に関する施策の情報提供等を目的とした協議会を行っています。

一方、日本私立学校振興・共済事業団においては、前述の「私学リーダーズセミナー」、
「私学スタッフセミナー」、
「専門家人材バンク」など、経営改善の支援や情報の収集・提供業務を行っています。

また、社会に対する説明責任を果たす上で重要である財務情報の公開について、学校法人は、近年積極的に取り組んでいます。平成28年度においては、662法人（99.8%）が財務情報をウェブサイトで公開しています*2。

*2 参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1355974.htm

4 私立大学等の振興に関する総合的な検討

私立大学等は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展し、全大学の約8割を占めています。このように、私立大学等は我が国の学校教育において大きな役割を果たしており、今後ともその振興を図っていくことが必要です。一方、私立大学等の現状をめぐっては、18歳人口の減少等による経営困難校の顕在化や、一部私立大学等における管理運営上の不適切事例等、諸課題が指摘されています。文部科学省においては、これら私立大学等に係る諸課題も鑑みつつ、私立大学等の振興に関する総合的な検討を行うため、平成28年4月から「私立大学等の振興に関する検討会議」を開催しています。

同検討会議では、学校法人のガバナンス、財政基盤の在り方及び経営困難な状況への対応等について検討を進めています。